附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。

（農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為）

第二条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第三十一条第一項の規定による指定（改正法第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。次項第三号において「新農業委員会法」という。）第四十二条第一項の規定による指定をいう。次項第五号及び次条において同じ。）の申請をしようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類（都道府県農業会議又は全国農業会議所にあっては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一　定款（都道府県農業会議又は全国農業会議所にあっては、総会の決議により、その承認を受けた改正法附則第三十三条第一項又は第三十七条第一項の組織変更計画）

二　登記事項証明書

三　新農業委員会法第四十二条第一項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施に関する計画として組織及び運営に関する事項を記載した書類

四　役員の氏名及び略歴を記載した書類

五　指定の申請に係る意思の決定を証する書類

六　都道府県農業会議又は全国農業会議所にあっては、改正法附則第三十五条又は第三十九条において読み替えて準用する改正法附則第十三条第八項において読み替えて準用する改正法第一条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続が終了したことを証する書面

七　その他参考となる事項を記載した書類

第三条　改正法附則第三十一条第一項の規定による指定の申請をしようとする都道府県農業会議又は全国農業会議所は、前条第二項第一号に規定する組織変更計画に改正法附則第三十三条第二項第二号又は第三十七条第二項第二号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めなければならない。

一　改正法附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更（以下この条において「組織変更」という。）後の一般社団法人が、剰余金の分配を行わない旨

二　組織変更後の一般社団法人が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨

イ　公益社団法人又は公益財団法人

ロ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまでに掲げる法人

三　組織変更後の一般社団法人の各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び次に掲げる者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下でなければならない旨

イ　当該理事の配偶者

ロ　当該理事の三親等以内の親族

ハ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ニ　当該理事の使用人

ホ　イからニまでに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

ヘ　ハからホまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第四条　改正法附則第三十三条第三項の農林水産省令で定める方法は、当該都道府県農業会議の全ての会議員に書面を交付する方法とする。

第五条　改正法附則第三十七条第三項の農林水産省令で定める方法は、全国農業会議所の全ての会員に書面を交付する方法とする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　市町村は、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第三項に規定する農業委員会について、同令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第五条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数を超える委員の定数を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―五（公選による公職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月二十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一四―五―五

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を次のように改正する。

第一項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「（昭和二十五年五月九日施行）」を削り、同号を同項第五号とし、第二項から第四項までを削り、第一項の項番号を削る。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第二千四百三十一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、平成十二年三月二十一日農林水産省告示第三百八十四号（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産大臣の定める面積及び農林水産大臣の定める特別の事情を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年十月二十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

第一号中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、第二号中「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、「区が」を「区（総合区を含む。以下同じ。）が」に改める。